

一みちしるべー 道標

NO.247

平成28年6月17日発行

秋田県立視覚支援学校 進路指導




平成28年度 高等部前期進路学習会

5月27日(金)に、高等部普通科、理療科の生徒を対象とした進路学習会を開催しました。講師には秋田市市民相談センターの小玉順子氏をお迎えし、「インターネットトラブルにあわない知識と対処法」についてお話を聞かせていただきました。



今回は最近増えているインターネットトラブルについて、巻き込まれないための注意点と、万が一巻き込まれてしまった際の対処法について簡単にまとめました。

<ul style="list-style-type: none">• 不当請求を受けた場合の対処法	<ul style="list-style-type: none">• お金は支払わない• 相手に電話をかけない• 個人情報を教えない• 電話やメールの受信設定をする
<ul style="list-style-type: none">• ネット通販での注意点 	<ul style="list-style-type: none">• クーリングオフは使えない• 返品、交換のルールは会社により異なる• 会社の所在地や連絡先を確認する• サイト画面やメールは保存しておく
<ul style="list-style-type: none">• 個人情報の流出を防ぐための注意点	<ul style="list-style-type: none">• 友達の情報をどこまで登録するか考える• 写真データの扱い（タグ付けルール）を決める• SNS への安易な書き込みをしない

特別支援学校高等部卒業後の進路について

特別支援学校における一般的な卒業者の進路には、進学、教育訓練機関等、就職、社会福祉施設等入所・通所（児童福祉施設、障害支援施設等、更生施設、授産施設、医療機関）などがあります。

本校の保護者からも「学校を出てからのことが心配」との声を聞くことがあります。そこで、今回から、数回に分けて進路（先）についてお伝えします。

まず今回は、『就労』について取り上げます。

『就労』にも、一般学卒扱い、援護制度利用（※1）、条件等付採用（※2）、自営などの種類があります。

※1 援護制度利用：特定、トライアル、ジョブコーチ等

※2 条件等付採用：職場適応訓練、最低賃金除外、短時間、非常勤、臨時等

1 一般就労

一般企業への就労にも、障害者手帳の有無により、「一般求人」と「障害者求人」とに分けられます。

(1) 「一般求人」：一般の方が、普通に利用する「求人」が該当します。

☆ 就職活動の進め方（ハローワークでの支援）

※ 障害により自分でできないことは、ハローワークにお願いしますが、基本は同じように進めます。

step 1：自己分析・労働市場分析

(1) 仕事探しを上手に進めるには、まず自分自身を知ることが大切です。

(2) 興味を持っている仕事や経験がある仕事などについて、現在の状況を知りましょう。



step 2：条件決定

(1) 就きたい仕事、働きたい条件を決めましょう。さらに希望条件を決めたらどの項目を優先するかを決めます。



step3：求人を探す

(1) 応募したい求人を探しましょう。見つからないときは、step1、step2に戻り、希望条件を再検討しましょう。



step4：応募準備

(1) 応募するには、履歴書が必要になります。また、最近は職務経歴書も必要な場合が多くなっています。提出する前にはしっかりチェックしておきましょう。

(2) 書類が準備できたら、いよいよ面接です。きちんと受け答えできるように準備しましょう。



step5：応募

(1) ハローワークの求人に応募するときは紹介状が必要です。ハローワーク職員が企業担当者に連絡をとり、詳しい条件を確認した上で、面接日時の予約や応募書類の送付方法などをご案内します。

(2) 面接日時や書類の送付期限は厳守です。余裕をもって準備しましょう。

(3) やる気、熱意を伝えるには、あいさつと身だしなみが基本です。



step6：採用

(1) 採用が決まったら、まず労働条件を確認しましょう。労働基準法では、主要な労働条件を書面（雇用契約書や労働条件通知書など）で明示することとされています。また、体調を崩さないよう注意して、初出勤に備えましょう。

- (2) 「**障害者求人**」：就職するためには、障害者手帳が必要となります。また、障害者求人で就職することで、様々な援護制度が受けられ、就職に有利になることが多くあります（事業主にも）。一般就労に向けては、次の関係機関との連携が重要です。

① ハローワーク秋田

障害者担当は、専門支援部門が窓口となり、職業紹介や失業給付、雇用保険事業の実施など行っています。また、障害者雇用においては、次の援護制度があります。

- a. 障害者トライアル雇用（試行雇用）
- b. 障害者短時間トライアル雇用（ステップアップ雇用）

- c. 特定求職者雇用開発助成金
- d. 職場適応訓練

② 秋田障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

障害のある方には、次のサービスが提供されることがあります。

- a. 職業相談・職業評価
- b. 職業準備支援
- c. 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

秋田障害者職業センター

所在地 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番28号
連絡 Tel：018-864-3608 Fax：018-864-3609
Email：akita-ctr@jeed.or.jp.
利用時間 08：45～17：00（土日祝、年末年始休暇を除く）

用語の解説

- **トライアル雇用**：トライアル雇用とは、労働者と会社が3か月以内の有期雇用契約を結び、契約期間が終了したときに会社が採用したい場合には正社員として採用するという制度です。
なお、トライアル雇用が終了した時点で必ずしも正社員として採用しなくてもよいということで、メリットとデメリットの両方があります。
- **特定就職困難者雇用開発助成金**：高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金（支払われた賃金相当額の一部として、支給対象期（6か月）ごとに）を支給する制度です。
- **ジョブコーチ**：障害のある方が職場に適応できるよう、障害者職業カウンセラーが策定した支援計画に基づきジョブコーチが職場に出向いて直接支援を行います。また、新たに就職する時の支援だけでなく、雇用後の職場適応支援も行います。